

# 国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則

(平成20年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第8条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の、学術研究の総合的な推進支援機能の整備・充実に図り、各種大型機器等の基盤的設備の計画的かつ集中的管理・共同利用、遺伝子組換え実験・遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる生物多様性影響の防止に関する安全管理及び分析技術・遺伝子ゲノム科学技術の研究開発等を行い、もって教育研究の進展に資することを目的とする。

(センター長)

第3条 学術研究支援総合センター長(以下「センター長」という。)は、本学の教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長の選考)

第4条 センター長の選考は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が行う。

2 その他センター長の選考方法について必要な事項は、別に定める。

(施設の設置)

第5条 センターに次の各号に掲げる施設を置き、教育研究支援に係る業務を行う。

- 一 遺伝子実験施設
- 二 機器分析施設

2 前項各号の施設に施設長を置く。

3 施設長の選考並びに施設の組織及び運営等に関する事項は、別に定める。

(専任教員)

第6条 センターに、専任教員を置く。

2 専任教員は、前条第1項各号に定める施設に所属するものとする。

(運営委員会)

第7条 センターの事業の運営のため、運営委員会(以下「委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの中期計画及び年度計画の実施に関する事項
- 二 センターの規則、規程等の制定及び改廃に関する事項
- 三 教育研究評議会から委任された事項
- 四 所掌事項に係る全学計画評価委員会への協力に関する事項
- 五 学内の教育研究基盤的設備の共同利用及びスペース管理に関する事項
- 六 学内の教育研究基盤的設備の更新及び廃棄等の整備計画に関する事項
- 七 設備整備に関するマスタープラン検討ワーキングへの協力に関する事項
- 八 その他センターの運営に関する重要事項

2 教育研究評議会規程第2条第2項の規定に基づく専任教員の選考は、委員会の下に置かれる選考委員会が行う。

3 その他選考に必要な事項は、別に定める。

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 遺伝子実験施設長
- 三 機器分析施設長
- 四 放射線室長 2人

- 五 農学部・農学府教授会から選出された講師以上の教員 4人
- 六 工学部・工学府教授会から選出された講師以上の教員 4人
- 七 生物システム応用科学府教授会から選出された講師以上の教員 2人
- 八 研究支援・産学連携チームリーダー
- 九 その他委員会が必要と認めたる者

2 前項に定める委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとし、委員に欠員の生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状の提出を以て委員の出席とすることが出来る。
- 5 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴くことができる。

(運営小委員会)

第10条 第5条第1項に定める施設に運営小委員会(以下「小委員会」という。)を置き、第5条第3項に定める所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施運営における調整及び総括を行う。

- 2 小委員会の委員長は、施設長をもって充てる。
- 3 前2項に定める小委員会のほか、委員会が必要と認める場合は、小委員会を置くことができる。
- 4 小委員会の委員構成、任期及び所掌事項は、運営委員会が別に定める。

(専決)

第11条 委員会は、前条の小委員会で審議された事項について、小委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

- 2 前項の小委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、前条第4項に定める所掌事項とする。
- 3 第1項の議決を行った場合は、小委員会委員長は速やかにその旨を委員会の委員長に報告するものとする。

(事務)

第12条 センターの業務を遂行するため、研究支援・産学連携チームの事務職員は、第5条に定める施設及び第7条、第10条に定める委員会の事務を担当し処理する。

(協力事務)

第13条 第7条第1項第5号から第7号に係る業務を遂行するため、次の各号に掲げる事務職員のチームが各協力事務を担当する。

- 一 財務企画チームは、全学的な管理計画に係る事務を担当する。
- 二 府中地区会計チーム及び小金井地区会計チームは、学府等学科専攻単位における教育研究基盤的設備の管理運用状況及び計画等の取りまとめに係る事務を担当する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。